

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和元年12月27日

京都市長 門川大作

## 1 届出者の氏名及び住所

### (1) 京都機械工具株式会社

代表取締役 田中 滋

京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地

### (2) 上新電機株式会社

代表取締役 金谷 隆平

大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

## 2 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンタートバポ

京都市伏見区鳥羽渡瀬町101番地ほか6筆

### (2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	(1) 京都機械工具株式会社 代表取締役 宇城 邦英 京都市伏見区下鳥羽渡瀬町 101番地 (2) 上新電機株式会社 代表取締役 中嶋 克彦 大阪市浪速区日本橋西一丁 目6番5号	(1) 京都機械工具株式会社 代表取締役 田中 滋 京都市伏見区下鳥羽渡瀬町 101番地 (2) 上新電機株式会社 代表取締役 金谷 隆平 大阪市浪速区日本橋西一丁 目6番5号

<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p>	<p>(1) 合同会社西友 代表社員ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス 東京都北区赤羽二丁目1番1号</p> <p>(2) 上新電機株式会社 代表取締役 中嶋 克彦 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号</p> <p>(3) 株式会社ひごペットフレンドリー 代表取締役 滝 信良 大阪府吹田市豊津町1-1-34第10マイダビル605号</p>	<p>(1) 合同会社西友 代表社員ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号</p> <p>(2) 上新電機株式会社 代表取締役 金谷 隆平 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号</p> <p>(3) 株式会社ひごペットフレンドリー 代表取締役 滝 信良 大阪府吹田市豊津町1-1-34第10マイダビル605号</p>
--	---	---

(3) 変更年月日

令和元年6月26日 (京都機械工具株式会社の代表者変更)

令和元年6月25日 (上新電機株式会社の代表者変更)

平成31年3月15日 (合同会社西友の代表者変更)

3 届出年月日

令和元年12月12日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

令和元年12月27日(金)から令和2年4月27日(月)まで(京都市の休日  
を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

令和2年4月27日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)